

教第 60 号議案

社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則について
社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 28 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号、令和 2 年 4 月 1 日施行）により、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化と一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化が行われたことに伴い、今後、本規則に基づく任用を行わないため、本規則を廃止する。

社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則

社会教育指導員の設置等に関する規則（昭和47年7月教育委員会規則第16号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。